

概要

昭和63年7月19日
閣議決定

資料 4 - 3
関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成16年度第3回)

国の行政機関等の移転について (抜粋)

国の行政機関等の移転に関する基本方針

1. 国の行政機関のうち移転に努めるべきものの範囲に関する事項
 - ・ 業務上東京都区部内に立地する施設等機関及び特別の機関
2. 行政機関等の移転に際し配慮すべき事項
 - ・ 良好な勤務環境及び居住環境の確保
 - ・ 移転のための財源は、跡地処分により賄うことが原則
 - ・ 移転機関の跡地は、極力公共・公益的利用を図る

概要

国の行政機関等の移転地区について

